

広島県告示第六百五十三号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号。以下「法」という。）第七条第一項及び第九条第一項の規定によって、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成二十九年十一月三十日

広島県知事 湯 崎 英 彦

所在地	広島県福山市御幸町大字中津原、同市御幸町大字上岩成及び同市御幸町大字森脇地内			
	土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域		
区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の表示及び法第九条第二項における土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成二十九年政令第八十四号）で定める事項
正戸山（三四一九）	急傾斜地の崩壊	正戸山（三四一九）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
西光寺（二〇三二）	急傾斜地の崩壊	西光寺（二〇三二）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
横尾二丁目（二七二三―一）	急傾斜地の崩壊	横尾二丁目（二七二三―一）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
横尾二丁目（二七二三）	急傾斜地の崩壊	横尾二丁目（二七二三）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
御幸町牧台（三六六三）	急傾斜地の崩壊	御幸町牧台（三六六三）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
牧谷（二〇三四）	急傾斜地の崩壊	牧谷（二〇三四）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
森脇（八一―二七隣）	土石流	森脇（八一―二七隣）	土石流	次の図のとおり
中津原（八一五六―一）	土石流	中津原（八一五六―一）	土石流	次の図のとおり
中津原（八一五六―二）	土石流	中津原（八一五六―二）	土石流	次の図のとおり
中津原（八一五六隣）	土石流	中津原（八一五六隣）	土石流	次の図のとおり

各区域について、「次の図」は、省略し、その図面を広島県土木建築局土砂法指定推進担当及び広島県東部建設事務所に備え置いて縦覧に供する。